

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成15年9月23日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「道路法及び車両制限令という法律を遵守する必要があるとする広島県の裁量権を肯定する文書又は広島県の見解を明らかにする文書（文書の名称は問わない）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「道路法及び車両制限令という法律を遵守する必要があるとする広島県の裁量権を肯定する文書又は広島県の見解を明らかにする文書（文書の名称は問わない）」（以下「本件対象文書」という。）について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年10月7日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成15年11月10日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張趣旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

（1）平成15年10月7日付け東広建竹第170号による行政文書不存在通知書は、竹原支局自身が作成した平成15年9月12日付け東広建竹第51号の弁明書（以下「弁明書」という。）の中において説明した法的判断の記述に関する基本的な根拠を隠匿するものである。当該事実関係を記述したものが存在しないという処分は、担当職員の感じ方という法的根拠のない抽象的な説明をもって、裁量権を乱用した結果であることから、申請人の人権を著しく侵害するものであり、当該不適法な処分に対して不服を申し立てるものである。

（2）自らが弁明書のなかで説明した車両制限令を遵守する必要があるという法的判

断に関する事柄であるにもかかわらず、その事実関係を記述した文書は一切ないとする処分は、一方的に裁量権を乱用した行為が不適法であることを自覚した上で、その根拠をうやむやにしようとする隠匿したものである。

- (3) 当該進入路については、JR 呉線（車両通行用の踏切がない）によって行き止まりとなっているにもかかわらず、どのような根拠をもって一般的に車両の通行が行われている事実があると認定したものであるか。広島県知事（竹原支局）が、竹原市道「峠郷線」における当該進入路部分（道路管理者が「自動車交通不能」と指定している部分）に係る車両通行が一般的に行われているという事実を認定するに至った根拠を明らかにする文書等を開示するよう要求する。なお、当該「一般的な車両の通行」とは、車両の幅が何 cm までの条件をもって通行しているという説明しているのか、当該車両の幅を明らかにする文書についてもその詳細を開示するよう要求する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 砂防設備の占用許可に当たっては、必要不可欠のないものについては許可しない運用としている。その際、私有地への代替進入路の有無が判断材料となる。

- (2) 当該進入路については、一般的に車両の通行が行われている事実があれば足り、道路法及び車両制限令の要件への適合性までは問わないこととしている。平成 15 年 10 月 12 日付け弁明書においては、上記運用について述べたに過ぎない。従って、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）に係る広島県の裁量権や見解を明らかにした文書はない。

以上のとおり、対象文書は存在しないことから、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 7 項第 2 項により行政文書不存在通知を行ったものであり、本件処分は妥当である。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成 15 年 9 月 12 日付け東広建竹第 51 号の弁明書において実施機関が、「竹原市内では、市街地区域外の家屋が集まって形成されている集落内における、狭小ないわゆる生活道路においては、道路法第 47 条第 2 項及び車両制限令の規定にかかわらず、路肩部分を含め道路幅員を一杯に使って自動車を通行させることは、一般的に行われている。」等と述べていることに関して、異議申立人が開示請求した「道路法及び車両制限令という法律を遵守する必要がないとする広島県の裁量権を肯定する文書又は広島県の見解を明らかにする文書（文書の名称は問わない）」である。

実施機関は、それらについて作成又は取得していないため、不存在としている。

## 2 本件処分の妥当性について

(1) 実施機関は理由説明書において、「砂防設備の占用許可に当たっては、必要不可欠性のないものについては許可しない運用としている。その際、私有地への代替進入路の有無が判断材料になる。当該進入路については、一般的に車両の通行があれば足り、道路法及び車両制限令の要件への適合性までは問わないこととしている。」と主張していることから、当審査会において、実施機関に対し、この判断のもとになる根拠規定について聞いたところ、次のとおり説明があった。

ア 平成15年当時、砂防設備の占用許可に当たっては、広島県砂防指定地管理条例（平成14年12月20日条例第47号）（以下「管理条例」という。）第4条（砂防設備の占用）の規定の許可基準が明文化されていなかったため、河川法（昭和39年法律第167号）の占用許可の考え方を準用して判断したものである。

イ 具体的には、河川敷地占用許可準則（昭和40年12月23日付け建設省発河第199号建設事務次官通達）（以下「準則」という。）の第3（占用許可の基本方針）を準用し、必要やむを得ないものに限り許可することとしており、本件事案においては、その必要性につき、私有地への代替進入路の有無を検討している。その際、当該進入路については、一般的に車両の通行が行われている事実が認められたため、必要やむを得ないものではないと判断し、不許可としたものである。

ウ 道路法及び車両制限令の要件への適合性が、準則においては明文として規定されていないことから、本件事案については、車両通行の事実関係に着目して判断したものである。

エ そもそも、違法状態を是認するかのような判断はなく、それらの根拠及び実態を明らかにした資料は存在しない。

(2) そこで、当審査会において確認したところ、平成15年当時は管理条例第4条の許可基準が明文化されていなかったこと、並びに管理条例、河川法及び準則に道路法及び車両制限令への適合性を要件とする規定が存在しないことが認められた。

したがって、こと管理条例に基づく砂防設備の占用許可に当たっては、広島県には、そもそも道路法及び車両制限令への適合性を判断する権限が与えられていなかったことが認められる。

(3) また、道路法上も、当該進入路は竹原市道であるため、同法及び車両制限令への適合性に関する判断は道路管理者である竹原市が行うべきものであって、広島県は、その判断を行う立場にない。

(4) ましてや、管理条例、河川法及び準則並びに道路法及び車両制限令において、広島県に対し、道路法及び車両制限令を遵守する必要があることを認める規定が存在しないことも明らかである。

(5) 以上のことからすれば、本件対象文書を作成又は取得しておらず、不存在とした実施機関の主張には特段不合理な点は見当たらない。

以上により、本件対象文書を作成又は取得していないとして不開示（不存在）とした実施機関の判断は妥当である。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 6	・ 諮問を受けた。
16. 3. 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 11. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
17. 11. 18	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 1. 31	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 2. 1	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
23. 5.26 (平成 23 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 6.16 (平成 23 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 7.28 (平成 23 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 8.29 (平成 23 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授